

人間環境大学特別奨学生・奨学生規程

(準拠)

第1条 この規程は、人間環境大学特別奨学生・奨学生（以下「奨学生等」という）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 奨学生等とは、指定された入学者選抜において選抜された者とする。

(奨学生等学費および適用期間)

第3条 奨学生等の学費については、別に定める。

- 2 奨学生等は、第6条に定める場合を除き、4ヶ年適用されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、奨学生等の適用期間は、留学または病気を事由とする1年以内の休学の場合、その休学期間は上記期間に含めない。

(奨学生等の継続)

第4条 奨学生等の資格は、原則として当年度1年間の成績が一定の基準（以下「成績基準」という）を満たす場合に継続される。

- 2 成績基準については、毎年度教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 成績基準は、毎年4月に告知する。

(他の奨学生との関係)

第5条 奨学生等は、学費の減免措置を受けている期間に他の学内奨学生の給付を受けることはできない。

(資格失効)

第6条 奨学生等が次の各号の一に該当する場合には、学長は奨学生等の資格を取消す。

- (1)休学期間が通算して1年を超えたとき
- (2)退学または除籍となったとき
- (3)学則による懲戒処分を受けたとき
- (4)第4条に規定する継続に該当しないとき
- (5)その他、奨学生等として適当でないと認められたとき
- 2 前項により取り消された場合には、既減免分の学費の返還を求めることができる。

(規程の主管部署)

第7条 この規程は、学生支援部が主管する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が理事長に上申し決定する。

附則 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成26年6月11日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成28年8月31日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和7年4月1日から施行する。

この規程（改正）をもって、人間環境大学特待生・特別奨学生・奨学生・給費生継続規程は廃止する。